

野村ダム・鹿野川ダムの操作に関わる情報提供等に関する検証等の場 運営規約

(目的)

第1条 平成30年7月の前線等による記録的な豪雨により、肱川水系で甚大な被害が発生したことを受け、これまでに経験のない異常な豪雨であったことを踏まえ、より有効な情報提供や住民への周知のあり方について検証を行うとともに、より効果的なダム操作について技術的考察を行うことを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、「野村ダム・鹿野川ダムの操作に関わる情報提供等に関する検証等の場」（以下「検証等の場」という。）と称する。

(設置者及び開催)

第3条 検証等の場は、四国地方整備局長が設置し開催する。

(検証等の場)

第4条 検証等の場は、別表に掲げる者（以下「委員」という。）によって構成する。

- 2 委員の任期は1年とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 検証等の場には座長を置くこととし、座長は委員の互選により定める。
- 5 座長は、検証等の場の議事を進行する。
- 6 必要に応じ、座長の指名する委員を追加することができる。
- 7 検証等の場は、第1条の目的を遂行するために必要と認めた場合、別表以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第5条 検証等の場の事務局は、四国地方整備局河川部に置く。

- 2 事務局員は、四国地方整備局河川部、山鳥坂ダム工事事務所、野村ダム管理所、大洲河川国道事務所に属する職員をもって充てるものとする。
- 3 事務局は、検証等の場の運営にあたる。

(情報公開)

第6条 検証等の場は、原則公開とし、検証等の場配布資料及び議事録については公表する。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、検証等の場の運営に関する必要な事項は、座長が委員の意見を聴き定める。

(付則)

この規約は平成30年9月14日から施行する。

野村ダム・鹿野川ダムの操作に関わる情報提供等に関する検証等の場

委員名簿

【学識者】

氏名	所属	分野
すずき こういち 鈴木 幸一	愛媛大学 名誉教授	河川工学
もりわき りょう 森脇 亮	愛媛大学大学院理工学研究科 教授 愛媛大学防災情報研究センター	水文・気象学 防災情報
はとり つよし 羽鳥 剛史	愛媛大学社会共創学部 准教授	土木計画学 合意形成論

順不同・敬称略

【国・関係行政機関】

氏名	所属	備考
にのみや たかひさ 二宮 隆久	大洲市長	地元自治体
やの まさかず 矢野 正祥	大洲市 消防団長	消防機関(水防)
かんげ かずお 管家 一夫	西予市長	地元自治体
おおた しんすけ 大田 信介	西予市 消防団 野村方面隊長	消防機関(水防)
すぎもと やすし 杉本 寧	愛媛県 土木部長	河川管理者
ささき よしみつ 佐々木 淑充	国土交通省 四国地方整備局 河川部長	河川管理者

(事務局)

国土交通省四国地方整備局 河川部
 国土交通省四国地方整備局 山鳥坂ダム工事事務所
 国土交通省四国地方整備局 野村ダム管理所
 国土交通省四国地方整備局 大洲河川国道事務所